

福井市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、福井市長から令和3年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の通知があったので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年1月26日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
22	市民税課全般	意見	<p>市民税課では9つの業務ごとの目標があり、そのうち1つの業務については、目標と成果が数値で具体的に定められていた。他の目標についても可能な限り目標を数値で示すべきであるというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月に2業務について、新たに数値目標を設定した。
23	市民税課全般	意見	<p>市税概要について、福井市では令和3年度分までホームページ等での公表を行っていない。公表は法的に義務付けられているわけではないが、市税概要の内容は福井市の税務行政全般の概要を情報開示するために有用であると考えられる。</p> <p>なお、近隣府県の中核市においてはホームページにおいて公表されており、福井市においてもホームページで公表を行うことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市税概要について、ホームページで公表することとした。 ・令和4年3月に令和元年度から令和3年度分を公表した。 ・令和4年10月に令和4年度分を公表した。
25	個人市民税	意見	<p>福井市での令和2年度における電子提出の割合は給与支払報告書が49.3%、確定申告書が56.1%となっており、依然として紙提出の割合が高い。福井市では給与支払報告書について、電子的方法による提出の促進をチラシ、パンフレット、ホームページ等の方法で行っているが、大きな効果は得られていない状況である。</p> <p>国の税制改正により福井市でも令和3年以降に提出する事業者の内、税務署に提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった事業所については原則、電子的方法により提出しなければならないこととなったが、提出義務対象事業者に対する調査等は実施していない。</p> <p>福井市にとっての事務負担は、紙提出は電子提出と比較して重くなるため、出来る限り電子的方法による提出の割合を増やすよう努めるべきである。</p> <p>電子提出を義務付けた事業者が確かに電子提出を行っていることの調査を実施し、調査結果に基づき、「直接事業者に問い合わせる」、「お知らせの通知を発送する」等の対応を行うことが必要であるというのが監査人の意見である。また、確定申告書についても国税庁と連携を行ったうえで、電子的方法による提出の促進活動を行うことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から、紙で給与支払報告書を提出している事業者に対し、電話での指導を行っている。 ・令和4年度は、さらに11月1日付で文書を送付し、11月から12月にかけて訪問等で事業所や税理士事務所等を指導した。 ・給与支払報告書や確定申告書の電子提出について、ホームページや市政広報での周知を行っているが、SNSを用いたり、文書送付時などさまざまな機会を捉えて、さらに広く周知した。 ・確定申告については、税務署と連携し、電子提出を促進する。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
28	個人市民税	意見	<p>福井市においては、未申告者への対応として未申告である旨の葉書を対象者に1回送付し、未申告者からの対応を待つこととしている。未申告者数の推移をみると、過去3年間における未申告者数は微増しており、未申告者へ1回の葉書送付により申告を促し、対応を待つのみでは不十分であると考えられる。この点、令和3年度においては、葉書の送付を年1回ではなく、追加でもう1回行った結果、未申告者からの応答が増え、申告実施対応となった結果、約100万円の市税収入増につながった。このように申告の催促通知を1回増やすことで、未申告者からの対応が異なる結果となった。</p> <p>今後も継続的に同様の対応を行うべきであり、令和2年度以前においても追加的対応を行うべきであったというのが監査人の意見である。</p> <p>なお、過去5年継続して未申告である者はほぼ同じ人数での推移となっており、同じ者が未申告の状態となっていると予想される。上記催促通知のみならず、対応を行わない未申告者に対しては、電話調査や訪問調査などの追加的対応を検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に実施している未申告者に対する2度の催促通知に加え、令和5年1月から、長期未申告者に対して3回目の通知を行うとともに、個人の状況によっては、電話・訪問等の調査も併せて行う予定である。
28	個人市民税	意見	<p>ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る業務自体はそれほど複雑ではないが、業務の仕方や水準を統一するためや、新しく配属された職員に制度の概要や業務をすぐ理解してもらうために、同制度に係るマニュアルを作成することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に賦課マニュアルにふるさと納税（ワンストップ特例制度）を加えた上で、研修を実施した。 ・令和4年度の新人職員研修においても、ふるさと納税（ワンストップ特例制度）について説明した。
37	個人市民税	意見	<p>福井市では特別徴収割合は80%を超えているが、平成30年度以降、増加率は微増となっている。納税義務者数の中には普通徴収が行われている人数が令和2年度においても23,942人おり、この中の全てが総従業員数2人以下の事業者とは考え難い。特別徴収義務者に該当するにもかかわらず、普通徴収している先が含まれていることが考えられる。特別徴収割合を増加させ、個人市民税の未徴収割合を改善させるためには、特別徴収義務者に該当するにもかかわらず普通徴収を行っている事業者を、給与支払報告書等で特定し、特別徴収手続の実施を事業者へ直接依頼する等の働きかけが今以上に必要であるというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収を行っている事業者に対し、さらに特別徴収の実施を働きかけることとした。 ・令和3年度から、事業所や税理士事務所に対し、窓口での手続き時にチラシを手渡し、直接特別徴収実施を依頼している。 ・年末調整に合わせ、総従業員が3人以上であると見込まれる特別徴収未実施の事業所に対し、11月1日付で文書やチラシ等を送付して特別徴収の実施を依頼した。 ・令和4年11月から、訪問等により、事業所や税理士事務所に直接依頼した。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
38	個人市民税	意見	<p>課税計算においてシステムやアクセスのエラーチェックを行うことは非常に重要である。福井市においてはエラーリストを紙で出力し、修正、確認したものはチェックマークを付して保管する運用となっているが、チェックマークが付されていないものもあった。担当者へヒアリングを行った結果、すべてのエラーを修正したとの回答を得たが、過去の業務の適正性を検証するためにエラーを修正した箇所は何らかの痕跡を残すことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月以降、エラー修正箇所に、チェック担当者の痕跡を残すこととした。 ・新任者研修の内容に、エラーチェックの確認の項目を追加した。
41	法人市民税	意見	<p>共同発送を行っている地方自治体は全国的にみても稀であり、三税協力（国税・道府県税・市町村税の三主体が協力すること）の考えに基づいた取組みであると考えられる。</p> <p>福井市に登録がない法人であっても、福井県税事務所の発送リスト先に所在地が福井市として載っていれば、未申告法人の把握が可能であり、課税対象の網羅性の把握に貢献している。</p> <p>しかし、以下のようなデメリットも考えられる。</p> <p>① 共同発送を行うには事前準備の時間や福井県税事務所での共同作業時間が当然発生し、通常期では2人×約3時間の作業、繁忙期では軽自係も含めた4人×約5時間の作業がある。</p> <p>② 申告書や納付書の同封作業を複数人の福井県税事務所担当者で行っているため、相手先が異なる法人の申告書や納付書を同封するリスクがある。そのため、事前準備や同封作業には正確さが求められ、かつ最大限の経済性、効率性、有効性を発揮するために時間を要せず効率的な作業が求められる。</p> <p>以上のようなメリット、デメリットを総合的に勘案して、今後も効率的な共同発送事務を行えるような体制を期待したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発送事務について再検討をすることとし、令和4年4月26日に県税事務所と協議を行った。 ・事務手順について正確性・効率性を損なうようなデメリットは小さく、当面は意見内容にある課税対象の把握、発送業務及び送料を分担するなどのメリットが勝るとの結論に至り、これまでの発送方法を継続することとした。 ・今後も定期的に県税事務所と意見交換を行い、効果的な共同発送の検討を行っていく。
45	法人市民税	意見	<p>非課税法人とされている公益法人であっても収益事業を開始すれば課税の対象となる。公益法人のうち社会福祉法人については、市内の法人の多くは福井市が所轄庁となっている。社会福祉法人の担当部署は、指導監査等を通じて当該事業者の事業内容に関する情報を有している。市民税課は、現況判断の参考とするために、当該担当部署から情報の提供を受けることが有用と考える。</p> <p>また、独立行政法人福祉医療機構が運用するWAM NET（福祉等に関する総合情報サイト）には、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の機能があり、法人が行う事業等の検索が可能となっている。これを活用し、社会福祉事業以外の事業の実施状況を把握することも可能であり、課税状況の判定の参考となると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月に市の担当所属と協議し、当該部局の有する情報の提供及びWAM NETの閲覧について了承された。 ・令和4年5月には税務署と協議し、収益事業を行っている社会福祉法人について、資料の提供を受けることので了承を得た。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
48	法人市民税	意見	<p>ダイレクト納付は、納税者が窓口にて納付書をもとに納税する手間が省け、事務所からでも納税ができる非常に便利な制度である。福井市では、ダイレクト納付の利用の有無にかかわらず、申告対象となる法人の全てに対して、申告書及び納付書を発送しているが、一度ダイレクト納付を行っている法人が再び納付書を用いて窓口納付することは考えにくく、ダイレクト納付を行った法人に対して紙の申告書及び納付書を送付することには意味が乏しいのではないかと考えられる。福井県税事務所との共同発送において、申告書及び納付書の発送数に対する福井市分の負担金も発生していることから、ダイレクト納付を行った法人に対しては申告書及び納付書の発送に代えて、簡単な案内文を添える等の対応を行うべきであるというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクト納付を行った法人に対して、発送方法を見直した。 ・現システムについて、令和4年9月14日に設置された新システム仕様作成会議の場で機能追加を要望した。
49	法人市民税	意見	<p>依然として紙による提出を行っている法人も存在するので、引続き、国税庁と連携して電子申告の推進活動を行う必要がある。電子申告の割合が増加すればするほど福井市の事務手続は効率的に行うことが出来ると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年10月に電子申告についての状況を把握し、12月5日付で案内を発送した。
50	法人市民税	意見	<p>法人市民税の均等割額については、50人を境に大きく税額が変わることとなり、従業員数の適切な申告は非常に重要であると認められる。令和2年度の法人市民税調定データを閲覧すると、均等割額が変更となる可能性のある45人～50人として申告している法人数は139件、その内、過去3年間に渡って従業員数の変動がない法人が18件存在している。当然、法人を運営していれば、従業員の採用や退職等により増減し、または従業員数が変わらないということも考えられるが、過去3年に渡って従業員数の変動がない、特に均等割額の境となる50人で変動がない法人については、何かしらの調査や対応が必要であるというのが監査人の意見である。</p> <p>例えば、基準時点は異なるが、確定申告書と提出された給与支払報告書との人員数の整合性の確認や、実際に電話調査や必要であれば訪問調査を行い、従業員数の実態を直接確認することが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間で従業員数の変動がない18法人について、調査を行うこととした。 ・対象法人数は、18法人のうち4法人は令和3年度の申告で従業員数が変動したため除外し、また、重複した法人が6件あったため、8法人となった。 ・令和4年10月17日現在、7法人に調査を行い、うち申告期限が到来した6法人から申告があった。いずれも過去と異なる従業員数を申告してきており、うち2法人が50人を超えることになった。残り1法人について、12月末決算のため、決算日付近で調査を行う予定である。 ・11月に申告のあった45～50人の従業員の法人に対して、調査を開始している。
50	法人市民税	意見	<p>福井市では、未申告と認められる法人に対しての追加的対応の記録を残していない。どの法人に対してどの対応を行ったか記録を残していない場合、督促先の網羅性が担保されず、督促すべき法人に対応が行われず、または反対に、既に督促を行った法人に対して再度督促を行う等のリスクがある。福井県税事務所との共同作業の効果を発揮しつつ、福井市においても調査や督促履歴を残す等の然るべき対応を行うことで、その有効性を維持する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年5月に税務署と県税事務所に対し、未申告法人の情報共有について提案し、共有化を進めることとした。 ・今後、県税事務所が行っている督促通知作業に法人市民税分を追加するよう協議を行う予定である。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
51	法人市民税	意見	<p>「法人税額等決定通知書<市町村税の法人税割に係る課税標準額等の通知書>」に記載されていない情報への対応について、通知書等への手書きメモによる対応の場合、記載ミスが生じる可能性がある。また、担当者1名で業務を行っており、メモの内容が正確なものか、網羅されているかについて検証することは事実上不可能となっている。法人係ではなくても良いので、市民税課の中で少なくとも2名にて業務を行うことが望ましいというのが監査人の意見である。情報の正確性、網羅性を担保することや、担当者2名による相互牽制を働かせることが重要である。</p> <p>また、修正申告の場合は、更正と異なり税務署から各地方自治体に通知する義務がないため、各地方自治体へも修正申告を提出するように、税務署から納税者へ働きかけてもらうよう、税務署との意見交換会の場などで要望することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧作業について複数人で行うよう業務手順を見直した。また、令和4年5月に税務署と協議し、課税資料の写しが提供されることになった。県税事務所とは現在も協議中である。 ・ 修正申告について、福井地区税務協議会において、税務署に法人税の修正申告があった際には、法人市民税の修正申告の案内を要請し、税務署から了承を得た。
66	市たばこ税	意見	<p>課税標準数量（売渡し製造たばこの銘柄別本数）の正確性について検証を行うべきである。検証方法として、提出された申告書の中から、任意で、卸売販売業者等を抽出し、課税標準数量となる売渡し製造たばこの銘柄別本数の根拠資料を閲覧し、申告書に記載の本数と照合する調査を実施することが考えられる。このような調査を実施することで、市たばこ税に対する課税の公平性に関する検証を行うことになると共に、虚偽の申告に対する牽制になるというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税標準の正確性について、検証を行うこととし、令和4年度は10月から卸売販売業者等6社について、売渡し製造たばこの本数の根拠資料の提出を求めたところ、6社中5社から資料の提出があり、照合調査を実施中である。また、残りの1社について1月上旬までに資料を提出してもらうこととしている。 ・ 残る事業者について次年度以降も継続していく。
68	入湯税	意見	<p>課税標準（入湯客の人数）の正確性について検証を行うべきである。検証方法としては、提出された入湯税納入申告書の中から、任意で、鉱泉浴場を抽出し、課税標準となる入湯客の人数の根拠資料を閲覧し、申告書に記載の人数と照合する調査を実施することが考えられる。このような調査を実施することで、課税の公平性に関する検証を行うことになると共に、虚偽の申告に対する牽制になるというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税標準の正確性について、検証を行うこととし、令和4年10月に6施設について入湯者数の根拠資料を現地で確認し、申告書記載人数との照合調査を実施した。 ・ 残る事業者について次年度以降も継続していく。
75	資産税課全般	意見	<p>資産税課では9つの業務ごとの目標があり、そのうち1つの業務については、目標と成果が数値で具体的に定められていた。他の目標についても可能な限り目標を数値で示すべきであるというのが監査人の意見である。</p> <p>なお、資産税課にとっての大きな目標は「適正で公平な賦課」である。賦課税である固定資産税を扱う資産税課にとって、処理誤りは税額の誤りに直結する。これに対する成果指標は「過年度の処理誤りを原因とした更正等による還付件数及び金額」であると考える。過年度の処理誤りを原因とした更正等による還付件数及び金額ゼロを目標とすべきであるというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月に3業務について、更正の件数をゼロとする数値目標を設定した。 ・ ただし、過去の職員による処理誤りが将来的に発覚する過年度還付をゼロにすることは困難なため、在職する職員の処理誤りを原因とした現年更正の件数及び金額を成果指標とすることとした。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
83	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>上記（P83に記載の2件）の家屋について、課税対象とすべき資産である可能性があり、調査が必要と考える。</p> <p>また、一度、非課税と判定した土地、家屋又は償却資産であっても、その後に使用状況が変更となっている場合もあり、非課税であることが適切であるか、定期的に確認をすることが必要であると考えます。</p> <p>なお、土地と家屋は、それぞれの担当係が、別の課税台帳により管理している。同一地番の土地及び家屋を併せて非課税処理又は課税処理する場合にも、それぞれの担当係が、別途に登録処理を行うこととなる。それぞれの台帳における非課税又は課税処理の整合性を確認するため、定期的に両者を照合することも有効であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見のあった2件の家屋について現況を調査したところ、課税対象資産であることが判明したため、課税対象とした。 ・土地台帳及び家屋台帳における非課税又は課税処理の整合性については、定期的に照合することが必要と判断し、令和3年度から両台帳の非課税データを抽出し、突合作業を行っている。 ・今後も毎年照合作業を行い、非課税又は課税処理の整合性を確認する。
83	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>社会福祉法人については、市内の法人の多くは福井市が所轄庁となっており、また、それ以外の市内の事業者についても福井市が指定等を行っている。当該担当部署は、それら事業者の事業内容に関する情報を有している。資産税課は、現況判断の参考とするために、当該担当部署から情報の提供を受けることが有用と考える。</p> <p>また、独立行政法人福祉医療機構が運用するWAM NET（福祉等に関する総合情報サイト）には、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の機能があり、法人が行う事業等の検索が可能となっている。これを活用し、社会福祉事業以外の事業の実施状況を把握することも可能であり、課税状況の判定の参考となると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月に市の担当所屬と協議し、当該部局の有する情報の提供及びWAM NETの閲覧について了承された。 ・令和4年5月には税務署と協議し、収益事業を行っている社会福祉法人について、資料の提供を受けることの承認を得た。
84	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>家屋が課税されているということは、その家屋で使用されている償却資産についても同様に課税対象となる可能性が高い。償却資産がない場合や、免税点未満であることも考えられるが、その確認は必要である。</p> <p>これらの法人形態は非課税となることも多いため、現状では償却資産申告書の送付対象としていない法人が多くある。申告書が送付されなければ、法人側も申告が必要であることを認識せず、申告の機会を逃している可能性がある。家屋係・土地係、市民税課、これらの法人の所轄庁と情報連携し、課税対象資産を所有している可能性のある法人を申告書の送付先から漏らさないようにする必要がある。また、所轄庁やこれらの法人が加盟する団体などを通して、課税対象資産及び非課税対象資産の理解、申告等の必要な手続きを周知することも重要と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等の償却資産の申告について、漏れがないよう努めることとした。 ・令和4年度からホームページへの掲載や窓口でのチラシ配架、ポスター掲示により、申告等の必要な手続きについて周知した。 ・家屋係・土地係と連携し、課税対象資産を有する可能性のある法人の確認作業を行い、今後毎年12月に申告書を発送する。令和4年は12月6日に申告書を発送した。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
86	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>「福井市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い」の内容は、減免の事務処理や事務的な判断基準というよりは、条例等で定める減免対象資産を追加的に規定しているものであると考え。現状では、福井市が現況調査等の際にこの取扱いに照らして減免可否の判断をしていることになるが、福井市が対象となる資産を見落とせば、所有者はそれに気付くことができず、減免の恩恵を逃し続けることとなる。また、減免措置は課税の公平性の例外的取り扱いであり、どのような場合に減免されるかを明らかにすることが課税の透明性の観点からも適当と考える。</p> <p>「福井市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い」を公表することが適切であるというのが監査人の意見である。</p>	<p>・「福井市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い」を公表することとし、令和4年度からホームページに掲載するとともに、窓口でチラシを配架している。</p>
87	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>縦覧の件数に対して、縦覧の準備に要している労力、紙資源、印刷代は非常に大きいため、出来る限り効率的な運用を検討すべきである。</p> <p>地方税法416条第2項では、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿をパソコンの画面等で表示して縦覧に供することも許容しており、紙による縦覧から、パソコン等による縦覧に変更することが適当と考える。また、パソコンでの縦覧ではなくとも、請求のあったページのみを印刷し、縦覧に供するという運用により効率化を図ることも考えられる。</p>	<p>・縦覧については、効率的な運用を推進していく必要があるため、紙からパソコンによる縦覧に変更することとした。</p> <p>・本庁においては、令和4年度からパソコンによる縦覧を開始した。</p> <p>・美山・越廼・清水連絡所については、11月4日に市民課と3連絡所と協議した結果、紙による縦覧は廃止し、3連絡所での申請の際は、随時当課と連絡を取り合い、必要データを連絡所にネットワーク送信することで対応していくこととした。</p> <p>・令和4年度の実績は、本庁47人、清水2人、美山・越廼0人となっている。</p> <p>(縦覧期間：令和4年4月1日～5月2日)</p>
88	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>減免申請書は、申請内容を確認し減免の適否を判断するためだけのものではなく、適切な事務処理の証拠として保管することが重要であり、また、後日、課税の問題等が発生したときに当時の処理内容を確認する記録として重要である。減免申請書に限らず、重要な書類を適切に整理・保管することを徹底する必要がある。</p>	<p>・減免申請書等の重要書類については、適正に整理・保管する取組みを徹底することとした。</p> <p>・令和4年度から「資産税課における文書の整理、保存及び廃棄に関する要綱」を作成して、適切に書類の整理・保管を実施している。</p>

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
89	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>土地と家屋の固定資産税は納税義務者の申告によらずに賦課課税するものであり、福井市が対象資産を特定し、また、現況を把握し、それに基づき評価、税額の算定を行う。しかし、福井市の担当者が、市内のすべての土地及び家屋の異動又は用途変更等を独自に把握することは不可能である。変化があった際に所有者から連絡を受けることは非常に重要であり、その呼びかけを効果的に行う必要があると考える。</p> <p>納税通知書の裏面における呼びかけの記載は、固定資産税の説明などと併せて、小さな文字で記載しているのみであり、納税者に気付かれないことが懸念される。広報紙への記載も、年に一回程度、他の様々なお知らせと一緒に、非常に簡潔に掲載されているのみであり、これも納税者の目に留まりにくいと感じる。</p> <p>納税通知書にわかりやすい案内文書を別に添付するなど、周知方法を工夫することが適当と考える。</p> <p>なお、福井市のホームページには、用途変更の手続についての記載はなく、新築等の場合の連絡のお願いも明確に記載されていない。さらに、固定資産税関連の情報が体系的になっておらず、必要な情報にたどり着きにくいと感じる。ホームページの記載内容を整理し、必要な手続きを網羅的にわかりやすく記載し、当該情報を容易に探せるよう工夫することが効果的と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び家屋の異動や用途変更等があった場合には、納税義務者からの連絡が必要であることを積極的に周知することとした。 ・令和3年12月10日号の市政広報で掲載し、令和4年度はホームページの掲載や窓口でのチラシ配架、ポスター掲示を実施している。 ・納税通知書の案内文書添付については、発送件数が10万通を超え郵送費用が増大することから、費用対効果等を検討した結果、見送ることとした。
90	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>土地と家屋の台帳登録の整合性について、誤りの可能性があるものについては、内容の再検討を行い、必要な処理を行う必要がある。</p> <p>土地課税台帳と家屋課税台帳は別の台帳であり、登録処理もそれぞれの担当係が行う。担当係間で情報は共有しているが、人的処理のため、完全に整合する仕組みとはなっていない。両台帳は不整合が生じるリスクがあるという前提で、定期的に両者を照合し、不整合がないか確かめることが必要である。</p> <p>なお、上表の案件Cのように、現況用途が課税台帳と異なっている可能性があるものもある。課税台帳登録時の現地調査により用途を判定した後、所有者の変更や所有者からの申告がない限り、用途変更をすべて把握することは難しい。台帳の照合などにより、住宅用地等の判定に変更がある可能性が高いものを識別した場合には、所有者への電話確認など簡易的な方法も含めて、調査の実施が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地台帳と家屋台帳の定期的な照合については、整合性を確認するため実施することとした。 ・令和3年度は、10地域について照合作業を実施し、2件の住宅用地軽減の取消漏れを修正した。 ・今後も不整合が生じる可能性のある地域について抽出を行い、住宅用地等の判定に変更がある可能性が高いものを識別した場合には、現況調査も実施し適切な課税を行う。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
91	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>土地と家屋の固定資産税は納税義務者の申告によらずに賦課課税するものであり、市側が課税対象の特定、評価、税額計算の責任を負っている。そのため、市が固定資産の現況をいかに正確に把握するかが重要となる。特に家屋については、登記情報や所有者からの申告等のみでは網羅的に情報を得ることが困難な状況である。地方税法第408条では、「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。」と規定しているが、福井市内の56万筆以上の土地、15万棟以上の家屋を毎年実地調査することは、現実的には不可能である。同規定は、訓示規定と解釈されることが一般的であり、多くの自治体では全件の実地調査は行わず、他の補完的な手段を組み合わせることにより、適正な課税を行う努力をしている。福井市では、有力な補完的手段として航空写真を活用している。</p> <p>しかし、毎年の実地調査に対する代替手段として航空写真を活用するのであれば、3年ごとの撮影実施、また、毎年5分の1の地域ごとの異動判読のみでは、毎年固定資産の状況確認の手段としては不十分である。数年にわたり、固定資産の状況に変化があっても認識できず、現況に基づかない課税が行われることとなり得る。可能な限り、毎年の実地調査や航空写真、その異動判読により最新の状況を把握し、それに基づき適正な課税が行われるよう努めることが適当であり、航空写真地図データ整備業務は毎年の実施が必須であると考える。</p> <p>また、「(7) 過年度の更正処理」の「【意見】 固15」に記載した通り、過年度に遡及して税額の更正を行おうとする場合には、過去の現況情報が重要な課税根拠となる場合もあり、その観点からも、毎年現況情報を保持しておくことが必要である。</p> <p>なお、実地調査の補完手段として航空写真の活用を進めるに当たっては、次のような検討も必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県では、「県民衛星プロジェクト」を推進しており、県民衛星「すいせん」を打ち上げ、衛星データの利活用を進めている。資産税課の検討では、航空写真と衛星データでは解像度、色調などの違いがあり、現状では業務での活用は難しいと判断したとのことであった。今後の画像技術等の改良を注視し、県等とも協議しつつ、衛星データの利活用可能性を引き続き検討すること。 ・総務省は令和2年度に固定資産税における航空写真AI解析クラウド実証事業を行っており、また、さいたま市では令和元年よりAIによる異動判読の導入を行っているとのことである。福井市でも、こうした先進的な技術の導入可能性を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的な民間技術の利用については、積極的な情報収集に努め、今後も費用対効果も含め引き続き検討を行うこととした。 ・航空写真地図のデータ整備事業については、費用が2000万円を超えと高額であり、連携中枢都市圏構想の中で費用対効果も含め検討したところ、評価替えに向けた3年に1度の撮影が現実的であると判断した。 ・県民衛星画像データの利用については、非常に画像が粗いため、現状では航空写真の代替として利用できないと判断した。 ・経年判読事業におけるAIによる解析については、現状よりも費用が高く、現時点では人の目による判読よりも業務レベルが劣ることが判明したため、現状での導入は行わないこととした。 ・ドローン撮影など先進的技術の導入については、今後も費用対効果も含め引き続き検討を行っていく。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
92	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>償却資産申告書の送付を受けることでその申告の必要性を認識する納税者は多いと考えられる。償却資産を所有しない者や、免税点未満の償却資産しか所有しない者も多く存在するが、事業活動等を行う者を対象に広く償却資産申告の案内として申告書を送付することは本来必要である。申告書の送付先から漏れている法人を把握し、送付先として登録する必要がある。</p> <p>また、定期的に市民税課の事業者情報と照合し、送付先リストに漏れないか確認をしていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産の申告者リストの漏れについて、確認作業を強化することとした。 ・これまでも、月に1度市民税課から新規法人事業者の情報提供を受けているが、令和4年度からは年1回市民税課の事業者情報と資産税課の送付先リストの照合を行っている。
93	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>個人事業主であっても、多額の償却資産を所有している場合もある。現状の対応は受け身の対応となっており、より積極的に課税対象を識別する努力が必要と考える。</p> <p>例えば、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税課より事業等の所得の情報を得て、所得が一定額以上ある事業者で未申告の者、特に所得額が多い者への案内を徹底する。 ・税務署から申告書の償却資産に関する情報の提供を受け、課税対象となる可能性のある者を識別する。 ・市や県が許認可等を行う事業を把握し、許認可情報等を定期的に入手し、課税対象となる可能性のある者を識別する（病院、美理容室、クリーニング等）。 ・市民税課、税務署、商工会議所、商工会等から新たに開業した個人事業主の情報を得て、償却資産の申告についてのお知らせ又は簡易のアンケートを送付する。 ・商工会議所、商工会、青色申告会等で案内の配布を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の償却資産を有している個人事業主への課税対象の識別については、積極的に調査することとした。 ・令和4年6月に、商工会、青色申告会、税務署、福井市保健企画課に償却資産申告の案内（チラシ）の設置を行った。 ・令和4年度から、市民税課より個人の営業所得・不動産所得のデータ提供を得て、所得が500万円以上ある償却資産申告が未申告の個人事業者の調査を行っている。 ・償却資産の所有が判明した事業者には、毎年12月に申告書を送付する。令和4年は12月6日に申告書を発送した。
93	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>償却資産税の申告を電子申告にて行っている納税者について、より積極的に送付の省略を進めることが適当である。例えば、次のような方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数年連続で電子申告を行っている事業者については申告書の送付を省略し、送付の要請があった場合のみ送付する。 ・申告書送付可否を積極的に確認するお知らせを送付する。 <p>なお、申告書の送付を省略する場合でも、申告の失念を避けるため、簡易なお知らせのみ送付することも考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告を行った納税義務者に対する申告書送付の省略については、標準準拠システム導入後に実施することとした。 ・現システムでは、電子申告をしている納税義務者を区別する仕様とはなっていないため、導入が困難である。 ・令和8年1月導入予定の標準準拠システムでは対応が可能となるため、令和8年12月から電子申告を行っている納税義務者への申告書の送付を省略する予定である。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
94	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>税務署で閲覧可能な資料には貸借対照表や償却資産の明細等があり、当該資料は課税対象資産の状況を把握する上で、極めて効率的かつ有効な資料である。現状では、相当に対象を絞り込んだ上で、当該資料による調査を行っているが、調査対象を拡大することが望ましい。他の自治体では、税務署より数千社の法人に関する情報の提供を受け調査を行っている例もある。</p> <p>また、福井市では、資産税課が指定した事業者の申告書等を紙面で閲覧するという形でのみ協力を得ているが、より踏み込んだ協力を得られるか協議すべきである。例えば、税務署が保有する申告書データに含まれる償却資産の額をリストにしたデータの提供を受けられれば、償却資産申告書との比較、分析も可能となり、より広範囲かつ効果的に調査対象を絞り込むことも可能となる。</p> <p>同じ税務行政の担い手として、双方が適正かつ公平な課税を実現できるよう、強力な協力関係を築くことを期待したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年5月に税務署と協議し、閲覧資料の写しをもらえることが了承された。 ・データの提供については、令和2年4月より、納税義務者が法人税の申告をイータックス（国税電子申告・納税システム）により行い、財務書類等を電子的に提出している場合は、国税当局・地方団体の国税連携により、当該資料がエルタックス（地方税ポータルシステム）に送信されるため、エルタックスを通じて取得が可能となっている。
95	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>次のような観点で事業者を抽出し、償却資産に関する未申告又は過少申告の調査対象とすることが効果的と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業等の所得が一定以上あり、償却資産の申告がない者（個人及び法人） ・事業等の所得に比して償却資産の申告が少額である者（個人及び法人） <p>事業等の所得については、個人市民税又は法人市民税の課税情報から把握可能である。</p> <p>なお、償却資産を保有していても免税点未満である場合も多い。過去の実績から、事業等所得と償却資産の課税標準額の関係を分析し、免税点以上となる割合の高い所得水準を把握し、それを調査対象とすることも考えられる。業種別の傾向があれば、それを考慮した分析を行うことができれば、更に有効と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産の調査対象となる事業者の抽出については、様々な視点から対象を分析し、より有効な調査を実施していくこととした。 ・令和4年度から市民税課よりデータの提供を受け、事業等所得と償却資産の課税標準額の関係を分析し、現況把握に努めている。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
96	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>課税誤りにも様々な要因があり、資産評価の計算を誤ってしまった場合のように、明らかに福井市の事務処理の問題と言える場合もある。一方で、次のように、納税者にも責任があると考えられる場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋を新築したが未登記であり、また、福井市への申告を怠ったため課税漏れとなった。 ・償却資産の申告をせず、課税漏れとなった。 ・住宅用地の軽減措置が適用されていた土地について、住宅用地ではなくなったにもかかわらず福井市への申告をしなかったため、不当に軽減措置が適用され続けた。 ・非課税とされていた資産について、用途変更等により非課税の要件から外れたにもかかわらず、その申告を怠ったため課税漏れとなった。 <p>福井市では、実地調査を多数実施し、航空写真を活用するなど、課税誤りが生じないよう努めているが、納税者からの申告に頼らずに適正な課税を行うことには限界がある。上記のような場合はすべてが福井市の責任であるとは言い難い。納税者が申告の義務を果たさず課税を免れたものまで更正しないとすれば、「申告しない者勝ち」となってしまう、課税の公平性の観点から非常に問題である。納税者にも責任があるような場合には、遡って増額更正すべきであるというのが監査人の意見である。なお、他の自治体においては、遡って増額更正を行うこととしている例は少なくない。</p> <p>福井市が納税者の不申告等を主張する場合には、その申告の制度が適切に運用されている必要がある。「(1)土地及び家屋に関する所有者からの申告」の「【意見】固7」に記載の通り、申告が必要であることを十分に周知し、適切に運用することが重要である。また、当該資産に関する過去の経緯を正確に把握するため、日常業務における資産の評価や課税処理上の判断、納税者とのやり取りなどを記録しておくことや、各年の資産状況を可能な限り確認できるよう、航空写真の記録を保持しておくことが必要と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の新增築や資産の用途変更等があった場合については、納税義務者からの連絡が必要であることを積極的に周知することとした。 ・令和3年12月10日号の市政広報で掲載した。 ・令和4年度からはホームページへの掲載や窓口でのチラシ配架、ポスター掲示を実施し、納税義務者にも責任があるような場合には、遡って増額更正する場合があることも周知した。 ・納税義務者とのやり取りを記録することや航空写真による記録の保持については、今後も引き続き行っていく。
97	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>地方税法には推計課税を可能とする規定は存在しないが、推計課税を行う方針としている自治体は多数ある。地方税における推計課税も許容されるとする判例もある。申告漏れ又は過少ということが明らかであるにもかかわらず課税処理しないことは、課税の公平性の観点から問題があるというのが監査人の意見である。悪質なケースには推計課税を実施すべきと考える。また、福井市市税賦課徴収条例第61条では、償却資産の不申告に対し過料を科すとしており、併せて適用を検討すべきである。</p> <p>なお、推計課税を実施する方針とする場合には、「償却資産申告の手引き」や市のホームページ等でその方針を明確にすることが必要であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ推計課税が必要なほど悪質なケースは見られないが、もし再三の折衝によっても所有者が申告に応じない悪質なケースに対しては、推計課税を行っていくこととする。 ・推計課税を実施する際の当市の方針については、令和4年度からホームページに掲載し、窓口でポスター掲示している。また、令和5年度に作成する「償却資産の申告の手引き」にも記載する予定である。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
98	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>総務省は、自治体システム等標準化検討会として税務システム等標準化検討会を開催し、令和3年に固定資産税を含めた税務システム標準仕様を作成した。今後これが地方公共団体システムの標準化基準として策定される見込みであり、各地方公共団体は、これを利用しなければならないこととされている（「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」）。当該仕様には、登記済通知書データや償却資産申告書データの取込みも要件として含まれており、福井市も、標準仕様へ対応することにより、これらの機能を実装可能なものとする。今後の税務システムの標準化対応に積極的に取り組み、早期に業務の効率化を実現すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入に合わせて、令和8年1月を目途に業務効率化を実現するための業務フローの見直しに取り組んでいく。
99	固定資産税及び都市計画税	意見	<p>家屋のない土地についても使用者がいる可能性があり、使用されている可能性の高いものから順次、使用者の有無を調査することが必要である。また、今回の福井市の調査では使用者が確認できなかった資産についても、今後、使用する者が生じる可能性はある。定期的に調査を行うなど、方針を決めて継続的に使用者の有無を検討することが適当である。</p> <p>なお、使用者がなく、管理されていない固定資産については、管理不全による周辺地域への悪影響といった問題や、土地の有効活用の観点での問題につながる。これらの問題の担当部課と積極的に連携し、福井市全体で対応を行っていくことが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産管理人の選任がなされていない所有者不明の財産については、令和3年度から家屋のない土地も含め、使用されている可能性の高いものから計画的に使用者の有無を調査し、使用者課税を進めている。 ・管理不全な固定資産については、住宅政策課に協力しながら対応を行っている。
111	納税課全般	意見	<p>納税課では8つの業務ごとの目標があり、そのうち2つの業務については、目標と成果が数値で具体的に定められていた。他の目標についても可能な限り目標を数値で示すべきであるというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月に3業務について新たに数値目標を設定した。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
119	納税課全般	意見	<p>福井市における債権管理室での一元管理対象債権は、強制徴収公債権のみとなっており、非強制徴収公債権及び私債権は対象とはなっていない。これは、非強制徴収公債権及び私債権を強制徴収公債権とともに債権管理室で一元管理した場合、地方税法第22条に規定される守秘義務に違反する恐れがあることが一因である。総務省は、必要な法改正がなければ、税情報を一律に利用した非強制徴収公債権及び私債権の回収には問題があるとの立場である。</p> <p>非強制徴収公債権及び私債権については、強制徴収公債権と比べて自力執行権の定めがなく、民事訴訟法、民事執行法の適用を受けるなど、専門性が必要となるため、各所管課で対応を図るよりも専門性を有する専門部署で一元的に管理する方法も考えられるが、現状の法律や福井市の管理システムの状況からは難しいとの結論となる。</p> <p>債権管理室としては、非強制徴収公債権及び私債権について、専門的な知識が必要な場合は指導するなどの対応を行っており、このような対応は今後も継続して推進する必要がある。また、強制徴収公債権と併せた一元管理に関しては、今後の他の自治体や法整備の動向を注視し、継続的な検討が必要であろう。</p> <p>債権を一元管理することによるメリットとしては、以下のようなことが考えられるが、ほとんどが税情報の利用に該当するため、法令違反となる可能性がある。</p> <p>(※メリットについての14の項目と参考は割愛)</p> <p>全国的にも一元管理を可能とする法改正の要望はあるが、総務省等は慎重な立場をとっている。</p> <p>(※総務省「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」の抜粋は割愛)</p> <p>一方で税情報を共有できないことによる非強制徴収公債権及び私債権の回収に対する支障事例も挙げられており、全国的な議論の活発化が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市税以外の債権回収を行う各所属への助言や指導は、今後も継続して推進していく。 ・債権管理室における市税、強制徴収・非強制徴収公債権、私債権も含めた市の全ての債権の一元管理については、今後他自治体や法整備の動向を注視しながら、引き続き検討する。
128	納税課全般	意見	<p>収納率について、現年課税分はここ数年99%に達しており、現年分については限界が来ていると考えられる。公平性の観点から考えれば100%を目指すべきであるが当然限界はある。一方、滞納繰越分については36%程度となっており改善は可能と考えられる。近隣県中核市の状況から、福井市の滞納繰越分の収納率は高いと言える。回収状況は悪くないというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納繰越分の収納率改善については、現年課税分の徴収強化を維持することで滞納繰越の抑制に取り組むとともに、早期の納税勧奨や滞納整理着手により収納率のさらなる向上を目指す。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
130	納税課全般	意見	<p>福井市では、納付方法について種類を拡充し、市民の利便性に配慮している。その結果、収納率の向上にもつながっていることが推測される。</p> <p>納付方法として、クレジットカードによる収納の体制を整備している他の市町村もあるが、福井市では、令和3年度においてクレジットカード収納の導入を検討したものの、①利用者に手数料負担があること、②全国的に導入自治体が14%（令和2年7月現在）であること、③イニシャルコスト、ランニングコストが必要となることなどから導入されていない。</p> <p>また、現在福井市が地銀ネットワークサービスからの依頼により整備しているPayPayやLine Pay、支払秘書以外のアプリ決済については導入されていない。</p> <p>今後も、費用対効果の検討及び国の動向を踏まえ、住民サービス向上の観点から、幅広い納付方法に対応できるようにシステム構築を含めた対応検討を継続的に進めていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い納付方法への対応については、令和5年度からのエルタックス（地方税ポータルシステム）の取扱税目拡大に伴い、クレジットカード決済やインターネットバンキングを利用した電子納税など納付方法の拡充を予定している。 ・今後、これらの納付方法多様化について、納税者に効果的に周知する方策について検討していく。 ・令和4年7月に設置した福井市納税推進懇話会においても、納付方法多様化への対応や電子納税の効果的周知について各委員からの意見をとりまとめ、令和4年12月23日に提言書を市長に提出する。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
133	納税課全般	意見	<p>納税組合について、納付手段や納付窓口が十分でなく、町内会等の自治会の影響力が大きい時代には、その役割を十分果たしていたと考えられる。しかし、納付手段の多様化が進んだことで、納税手段の補完機能としての納税組合の役割は相対的に低くなっている。また、自治会における人間関係の在り方の変化による影響から、組合数、組合員数ともに減少し続けており、過去5年間新たな組合の設立がないなど、その存在意義があらためて問われている状況にある。</p> <p>収納率に関して、福井市の努力もあり福井市全体の現年課税分の収納率が上昇していることもあり、納税組合の収納率が特段高いと言える状況にないため、納税思想の啓発及び普及の事業としてすでに十分に機能した状況であると言える。</p> <p>これまで、地域のコミュニティとして存在しており、収納率向上の一翼を担ってきたことは評価できるが、自治会における人間関係の在り方が変化し、個人情報保護の重要性が高まっている現状において、地域コミュニティとしての役割も過去ほどは十分に機能しなくなってきている。</p> <p>納税組合について、以下の点で問題があると考ええる。</p> <p>直接個人ではないにしても、納税組合に対して奨励金が支給されており、他の納税者や納税方法と比較した場合に公平性を欠いている。</p> <p>前納報奨金はすでに廃止されており、金銭的インセンティブによる納税の促進は現在の社会環境に適していない。</p> <p>よって、納税組合制度については廃止を検討すべきであるというのが監査人の意見である。</p> <p>なお、当該制度は地域活性化等のために必要ということであれば、他の所管課（例えば、未来づくり推進局まち未来創造課など）において、地域活性化に資するような事業を実施することにより対応すべきであると考ええる。</p>	<p>・納税組合制度の廃止検討については、令和4年5月に納税組合長を対象としたアンケート調査を、10月に納税組合長との意見交換会を実施し、納税組合制度の存廃に対する組合長の考え方や廃止した際の具体的問題点を整理した。</p> <p>・令和4年7月に設置した福井市納税推進懇話会において、納税組合制度の存廃について各委員からの意見をとりまとめ、令和4年12月23日に提言書を市長に提出する。</p>

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
139	納税課全般	意見	<p>督促手数料については、昭和51年に郵便料金値上げなどを根拠として、20円から50円に引き上げがされている。その後、督促手数料についての見直しは実施されていない。現状の郵便料金を考えると、督促手数料50円は実費経費すら賄うことができていない状況である。</p> <p>そのため、実費弁償的に、納税義務者に負担を求める趣旨であれば、督促手数料の値上げが必要になると考えるべきである。一方、督促手数料を徴収することで多大な事務負担が発生している場合には、督促手数料を0円にすることも考えられ、実際に督促手数料を徴収していない地方公共団体もある。</p> <p>なお、近隣の中核市における督促手数料は、富山市0円、金沢市0円、甲府市0円、長野市100円、松本市100円、岐阜市0円、豊橋市100円、岡崎市0円、一宮市0円、豊田市0円、大津市100円となっている。</p> <p>監査人としては、督促に係る追加的な事務負担をも考慮した督促手数料の水準とすべきと考えるが、福井市として、実費相当額とするために値上げを実施するか、事務負担を考慮しゼロとするか検討が必要である。現状の50円という水準は、現時点で特段の根拠があるとは言えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・督促手数料の増額又は廃止（無料化）については、費用対効果の比較検討を進め、令和4年度中に方向性を決定するとともに、福井市市税賦課徴収条例の改正を行う。 ・令和4年7月に設置した福井市納税推進懇話会においても、督促手数料の見直しについて各委員からの意見をとりまとめ、令和4年12月23日に提言書を市長に提出する。
142	納税課全般	意見	<p>コールセンター業務について、業務委託契約に基づく見込件数と実績とに大きな乖離が生じている。また、架電結果についても、納付済み、納付承諾の割合が減少傾向にある。業務委託契約による効率性の観点からは、事務負担の軽減などで効率的になっている面はあると考えられるが、業務委託による効果としての有効性に疑義がある実績となっている。</p> <p>また、現在の電話番号調査についても、ハローページのデータ版での調査となっており、固定電話を持たない家庭世帯が増加している中では、当該調査の有効性は低下していると判断できる。事実として、電話番号判明割合の比率は年々減少傾向にある。</p> <p>業務委託契約にあたっては、業務委託による事務コストの削減だけではなく、成果を分析評価し、その後の対策を求めていくことが必要である。また、SNSなどの普及による電話という連絡手段の役割の変化により、コールセンター業務が現在の社会環境になじまないものになりつつあると考えられる。</p> <p>業務委託の廃止を含め、業務委託契約を再検討すべきであるというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター業務については、携帯電話の普及に伴う固定電話の減少や、特殊詐欺への警戒感から電話に出ないなど、社会環境の変化により導入時ほどの効果が得られなくなっているため、令和4年度をもって事業を廃止する方向で検討している。 ・令和4年7月に設置した福井市納税推進懇話会においても、同業務の見直しについて各委員からの意見をとりまとめ、令和4年12月23日に提言書を市長に提出する。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
142	納税課全般	意見	<p>コールセンター業務の外部委託について、平成24年度から実施されているが、書類の保存期限が5年のため、導入時の検討資料は保管されていない。そのため、当該委託がどのような成果を求めて開始されたのか、職員の事務コスト縮減が図られたのかなどについての根拠が不明である。このような長期間にわたり継続して行われる委託業務については、当初の検討資料は保管すべきであるというのが監査人の意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間継続して行う委託業務の検討資料保管については、令和4年4月に納税課文書管理手順を作成し、長期保存することとした。 ・新規に業務委託を行う際には、導入時と現状との効果比較や目的達成状況の検証を行っていく。
144	納税課全般	意見	<p>福井市では、分納について分納不許可を大原則として納税義務者と交渉している。その結果、分納の利用者数は減少傾向となっている。ただし、その中で、裁量に基づく分納については、一括納付できないと主張される納税義務者から全件ではないものの、納付能力調査票の資料の提出を求めるとともに、財産調査、無駄な支出がないかどうかを確認のうえ、分納を認める流れとなっている。その際には、国税徴収法等で生活費月額10万円を超える部分は差押え可能という判断基準に基づき、検討されている。</p> <p>そのうえで、時効中断を行う場合には、分納誓約を行う一方、時効中断を行わない場合には、分納誓約を行わないこととしているが、当該判断は個々の納税課職員の判断に任されている状況である。また、分納誓約がある場合には、係長とのダブルチェックがされているが、分納誓約がない場合には、当該ダブルチェックは実施されない。そのため、客観的に、各納税義務者に対して、同じ判断が実施されているのが不透明な状況であり、公平性が保たれているかどうか不透明な状況である。</p> <p>事務負担が増加する点はあるものの、公平な判断が実施されているかという視点の確認からも、分納の実施にあたっては、上席者等によるダブルチェックが網羅的に実施されることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分割納付については、これまでも滞納者の納税資力を調査したうえで、担当者による判断のばらつきが出ないように滞納整理マニュアルに基づく統一的な基準により許否決定を行ってきた。 ・令和4年4月に滞納整理マニュアルを改定し、係長等の上席者によるダブルチェックを行うこととした。
147	納税課全般	意見	<p>債権差押えに関して、現状、仮想通貨については、差押え対象の資産とはなっていない。裁判例では、取引所に預けてある仮想通貨については差押えができるとする判決もある。仮想通貨も、現在も将来的にも債権価値のあるものであることから、差押えの対象として財産調査をしていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨の差押えについては、他の財産と同様に財産調査によって滞納者が所有している事実が判明すれば、直ちに滞納処分を執行することとしているが、これまで実例はない。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
148	納税課全般	意見	<p>不動産公売のための見積価額査定調書について、職員による評価が困難な場合は、不動産鑑定士に評価を依頼し、見積価額を算出しているが、評価に係る費用は滞納者の負担になることや外部研修や日々の研鑽により職員の評価手法がある程度確立されたことから、令和2年度については鑑定士に評価を依頼した実績はなかった。</p> <p>しかしながら、評価をすべて実施してもらうと費用も高額になることから、例えば、専門家からみた場合における意見を付与してもらうことも検討に値すると思われる。これは、納税者にとっても、売却価格の妥当性に納得感を与えることができ、また、市としても、見積価格の妥当性により客観性を持たせることが可能であると考えられるためである。</p>	<p>・不動産公売のための見積価額査定調書に対する専門家の意見付与については、現在不動産鑑定士と協議中である。</p>

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
148	納税課全般	意見	<p>国税徴収法79条第2項3号の規定、すなわち、「差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかった場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。」に該当すると、差押を解除することができる規定されている。</p> <p>また、国税徴収法基本通達第107条関係の1-2見積価額の変更において、「法第107条第2項の「見積価額の変更」は、直前の見積価額の決定時点から公売財産の価格を形成する要因に変化があると認められる場合、新たな要因が事後に判明した場合等、その直前の見積価額により公売することが適当でないとして認められる場合に行うものとする。</p> <p>なお、公売に付しても入札者等がない事実は、その公売財産の市場性が劣ることを示す合理的な理由の一つであることから、再公売を行う場合には、公売に対しても入札者等がなかったことによる市場性減価を直前の基準価額から適切に減価して見積価額を変更するものとする。この場合の市場性減価は、直前の基準価額のおおむね30%程度の範囲内とする。」とされていることを受け、市では、再公売においては、直前の基準価額のおおむね30%程度の範囲内での市場性減価をすることができることになっている。</p> <p>上記のいずれの内容についても、サンプルで抽出した資料を確認したところ、差押財産の現金化、回収に向けた動きが、3回公売に付しても入札がなかった場合は差押解除を行う、再公売を行う場合は、30%の減額を行うなど、形式的な形での対応を図っているように見受けられる状況であった。実務的には、随意契約の可否も含めた検討も実施されているとのことではあるが、当該動きを客観的に確認できる状況ではなかった。</p> <p>そのため、事務処理の効率性の観点からは、形式的な判定を用いることも必要であるが、納税額の回収を図る面では、差押財産を解除することや、回収金額を少なくする方向での動きに対しては、慎重に対応を行う必要があるとともに、当該判断過程についても、客観的に確認できる形で保存しておくことが重要であると考えている。</p>	<p>・公売不調による減価対応及び差押えの解除については、今後も慎重に判断するとともに、当該判断過程を客観化するため令和4年9月に「不動産総合評価書」にチェックリスト機能を追加したほか、「差押解除チェック表」を新たに作成した。</p>

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
149	納税課全般	意見	<p>執行停止について、サンプルにて執行停止のための手続きが法律に従って処理されているかどうかについて確認したところ、国外転出者に対する執行停止が行われていた。国外転出者については、換価価値のある財産が発見できれば滞納処分を執行するものの、財産が発見できない場合は執行停止とする運用となっている。</p> <p>グローバル化に伴い市内で暮らす外国人は今後ますます増加することが予想され、外国人などの滞在時から徴収強化を徹底することが必要となる。そのため、外国人労働者に対する特別徴収の徹底、外国語のパンフレット等による納税理解のさらなる推進などの対策を講じていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人納税者については、これまでも課税担当所属において外国人を雇用する事業所での特別徴収の徹底や納税管理人の届出をパンフレットや市ホームページ等で呼びかけている。 ・今後さらなる税制度の理解促進に向けた取組について、賦課徴収庁内連絡会議を通じて各担当所属が連携しながら検討している。 ・令和4年7月に設置した福井市納税推進懇話会においても、外国人納税者への対応について各委員からの意見をとりまとめ、令和4年12月23日に提言書を市長に提出する。
149	納税課全般	意見	<p>執行停止については、福井市としても重要な処分として認識しているものである。しかしながら、福井市財政部税務事務所が作成している市税概要の資料には、当該執行停止の金額及び推移については記載がされていない。市税収入の約1%が執行停止の形で滞納整理を進めているという事実について市民にも公表すべき重要な情報である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行停止実績値については、令和4年度はホームページ上で公表することとした。 ・令和5年度以降については、市税概要に掲載して公表する予定である。
152	納税課全般	意見	<p>収納率の向上は図られている一方で、不納欠損率が全国と比較しても高い水準にあることがうかがえる。これは、回収可能な債権に注力し、収納率の向上を図っているという一面も推測される。不納欠損処理については、「(1) 概要」で記載の通り、地方税法で定められている不納欠損の条件を満たしたものを処理しているだけであり、問題はない。しかし、事務処理の形骸化が生じないように、滞納処分の執行停止などの処分については、今後も慎重に進めていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行停止については、地方税法に定められた要件を厳格に運用するなど、慎重に進めている。

令和3年度 包括外部監査に係る措置報告

監査テーマ「市税等に係る事務の執行について」

対象所属：財政部税務事務所 市民税課、資産税課、納税課

「意見の概要」				対応状況又は今後の方針等
頁	項目	区分	内容	
159	納税課全般	意見	<p>納税証明書について、現状、収納管理のシステムの都合上（収納消込に最大20日程度を要するため）、窓口のみでの交付となっている。</p> <p>コンビニ交付など窓口以外での交付にはシステム改修に係る費用が掛かる一方で以下のようなメリットが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口以外での交付が受けられることによる住民サービスの向上。 ・コンビニ等のキオスク端末で交付までの手続きすべてが実施されるので、窓口業務の負担減少。 ・キオスク端末の管理は、コンビニが行うため、維持運用経費が発生しない。 <p>費用対効果やマイナンバーカードの普及状況を注視しつつ、コンビニ交付など窓口以外での交付について対応を図ることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書のコンビニ等交付については、収納消込に最大で20日程度を要するため、証明書取得の時期によっては納期限内に納付済であっても未納と表示される期間がある。 ・証明書が金融機関での借入申請の添付書類として利用されるケースが多いことを考慮すると、未納表記のある証明書が融資実行の障害となるなどトラブルを招きやすい。 ・コンビニ等交付の対応による納税者の便益と上記トラブルによる弊害を比較検討しているが、現時点ではマイナス要因の方が大きいと考えられる。 ・他都市では対応している事例もあるため、住民サービス向上につながるよう、実現に向けて研究していく。